

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件  
(告示案)」に関する意見募集の結果について (案)

平成29年 月 日  
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年1月28日(土)から2月27日(月)まで「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件(告示案)」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して4の個人又は団体から延べ11件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえ、本日、以下の各ガイドラインを定め、平成29年5月30日から施行することとなりましたのでお知らせします。

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件（告示案）」  
に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>【該当ガイドライン】事業者編 【該当箇所】新旧対照表（事業者編）：第2 用語の定義等 ○1 個人情報 【意見】「○1 個人情報」の説明において、「二、個人識別符号が含まれるもの」とあるが、個人識別符号の説明を追加すべきである。 【理由】「個人識別符号」については、改正個人情報保護法において新たに追加された用語であるため。</p>	<p>「①個人情報」では、「個人情報の定義の明確化」に対応するための改正を行っていますが、本ガイドラインは特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針であることから、本ガイドラインにおいて「個人識別符号」の説明を行う必要はないものと考えられます。</p>
2	<p>【該当ガイドライン】事業者編 【該当箇所】新旧対照表（事業者編）：第2 用語の定義等 ○1 個人情報○2 個人番号 【意見】「○1 個人情報」の説明において、「※ 生存する個人の個人番号は個人識別符号に該当する（個人情報保護法第2条第1項第2号及び第2項、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第1条第6号。）」とあるが、「○2 個人番号」にて説明すべきである。 【理由】主語が「個人番号」になっているため。</p>	<p>個人番号のうち、生存する個人の個人番号のみが個人情報に該当する旨の説明であることから、「①個人情報」に記載しています。</p>
3	<p>【該当ガイドライン】事業者編 【該当箇所】新旧対照表（事業者編）：第2 用語の定義等 ○3 特定個人情報 【意見】「○3 特定個人情報」の説明において、「※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2条第8項）」とあるが、括弧内の法令又は説明内容を修正すべきである。 （例）説明内容の修正（案） ※ 生存する個人の個人番号は、単体でも個人情報に該当することから、特定個人情報に該当する（個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2条第8項）。 【理由】個人情報保護法第2条第1項第2号は、個人情報の説明として「個人識別符号が含まれるもの」を規定しているのみであり、番号法第2条第8号は「特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報」である旨を規定しているのみであることから、「※生存する個人の個人番号も特定個人情報に該当する」とは直接的につながらないため。</p>	<p>「①個人情報」において、生存する個人の個人番号は個人情報に該当する旨が明確に示されていることから、現状の案で御理解いただけるものと考えられます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
4	<p>【該当ガイドライン】事業者編</p> <p>【該当箇所】新旧対照表（事業者編）：第3-3（1）番号法と個人情報保護法との関係</p> <p>【意見】番号法と個人情報保護法の関係について、一般法と特別法の関係にある旨の説明を追加すべきである。</p> <p>【理由】第3-3（1）は、「番号法と個人情報保護法との関係」という項目であるが、各法が一般法と特別法の関係にある旨の説明がないため。</p>	<p>本ガイドライン第1及び第3-3(1)の記述により、番号法と個人情報保護法との関係は御理解いただけるものと考えられます。</p>
5	<p>【該当ガイドライン】事業者編</p> <p>【該当箇所】新旧対照表（事業者編）：第3-3（1）番号法と個人情報保護法との関係</p> <p>【意見】本ガイドラインの適用を受ける「事業者」の個人情報保護法の適用関係及び「個人情報取扱事業者」の本ガイドラインの適用関係を明確にするのと同時に、「事業者」と「個人情報取扱事業者」の関係性に係る説明を追加すべきである。</p> <p>【理由】「第3-2（1）本ガイドラインの適用対象」において、「番号法は、行政機関等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち事業者を対象とするものである」とあることから、本ガイドラインの適用を受ける「事業者」は、「個人番号を取り扱う全ての事業者」を指していると思われるが、第3-3（1）においては、「全ての事業者は、番号法が特定個人情報について規定している部分の適用を受ける。」「個人情報取扱事業者は、番号法第30条により適用除外となる部分を除き、特定個人情報について、一般法である個人情報保護法の規定の適用を受ける。」と主語の異なる2つの説明が列挙されているのみで、「個人番号を取り扱う事業者」が個人情報保護法の適用を受けるのか否か及び「個人情報取扱事業者」が本ガイドラインの適用を受けるか否かが不明確であり、また、「事業者」と「個人情報取扱事業者」の関係性も不明であるため。</p>	<p>個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に適用されることから、個人番号を取り扱う事業者のうち個人情報取扱事業者に該当する事業者は、同法の適用を受けることとなります。また、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者に該当するか否かにかかわらず、個人番号を取り扱う全ての事業者に適用されます。「個人情報取扱事業者」の範囲については、「第2用語の定義等」の「⑭個人情報取扱事業者」で示されていることから、「事業者」と「個人情報取扱事業者」の関係性も現状の案で御理解いただけるものと考えられます。</p>
6	<p>【該当ガイドライン】事業者編</p> <p>【該当箇所】新旧対照表（事業者編）：第4-1（1）1Ba 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>【意見】主語を「事業者」に戻すべきである。</p> <p>【理由】従来の主語と異なると、対象者が異なったような誤解を招くため。</p>	<p>従来、番号法第32条の規定により、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に対して、個人情報保護法第16条（利用目的による制限）の規定に準じた取扱いが求められていたことから、主語を「事業者」としていたところ、個人情報保護法の改正により、番号法第32条の規定が削除されたことから、主語を「個人情報取扱事業者」としています。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
7	<p>【該当ガイドライン】事業者編</p> <p>【該当箇所】新旧対照表（事業者編）：第4－6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>【意見】本ガイドラインの適用を受ける「事業者」の個人情報保護法の適用関係を明確にすべきである。</p> <p>【理由】主語が「個人情報取扱事業者」となっていることから、本ガイドラインの適用を受ける「事業者」の個人情報保護法の適用関係が不明確であるため。</p>	<p>個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に適用されることから、現状の案で御理解いただけるものと考えられます。</p>
8	<p>以下、「新旧対照表（事業者編）」について意見を行う。</p> <p>概ね問題無い改正なのではないかと思われたが、P35中の「中小規模事業者」の除外の対象の      &gt;その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者      という記述が気になった。</p> <p>これは、改正前個人情報保護法の基準が用いられているものであると察されるものであるが、しかし、この数字（5000を超える）は元々大き過ぎるのである。</p> <p>中小企業法ではその2条1項1号に、中小企業者の人数の最大限の枠となる値として300人以下という値が示されているのであるが、当方はこの数字を参考値に用い、「300を超える事業者」とするのが適切ではないかと考える。</p> <p>（これだと、ある程度の規模の人材派遣会社や小規模な保険事業会社等のそれなりに多くが該当する事になるのであるが、その様な会社は絶対に除外せずに措置を講ずべき事業者該当すべきである。5000という枠は、これらを除外せんがために設けられた過大な数字であると思われるのであるが、よって、5000という数字は改めて300もしくはその周辺の値としていただきたいと考える。）</p> <p>数字を改め、より市民の安全が適切に守られるようにしていただきたい。</p>	<p>中小規模事業者は、従業員の数が100人以下の事業者であり、100人を超える事業者は中小規模事業者に該当せず、本則の安全管理措置を講じていただくことになることから、5,000を超えない事業者全てを中小規模事業者としているわけではありません。したがって、現状の案のとおりとします。</p>

※ 個人情報保護法：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

※ 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

※ 上記意見のほか、委員会告示（案）の内容とは関係がないと考えられる御意見が1件ありました。御意見ありがとうございました。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」  
に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>(該当箇所)</p> <p>○第4-3 特定個人情報の提供制限等 第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限 B 特定個人情報を提供できる場合 g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供 (注)一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>○第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 A 情報提供ネットワークシステム (注)一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>(意見)</p> <p>地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意を得るのは情報照会者であり、情報提供者は、情報提供ネットワークシステムから照会を受けたものは、既に情報照会者において本人の同意が得られているものとみなして当該情報を提供するという認識で間違いないか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報で情報提供者が本人同意を得るタイミングは現実的でないこと。</li> <li>・提供において情報照会者が得るべき同意の有無を判断できる余地はシステムの実装状況として現実的でないこと。</li> <li>・仮に情報提供者で同意を得るとしても、包括的な同意であり当該既定の趣旨になじんでいないと思慮されること。</li> </ul>	<p>改正後の番号法第19条第8号に基づいて実施する条例事務の情報照会については、情報照会者が本人の同意を得た上で情報照会することになります。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
2	<p>以下、「新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）」について意見を言う。</p> <p>&gt;P15 第 4-3-(2).B</p> <p>&gt;g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供</p> <p>ここで、条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供についてなのであるが、地方公共団体は法運用上の盲点となりうるものであるため、国による枠組み策定等も行って、地方公共団体によるフライング的な行動に注意する事が必要であると考えます。あまり公共団体任せにせず、国が通知等によって枠を定めていていただきたいと思う。</p> <p>（今でも、多数の地方公共団体が法律、政令、省令等の無視を行っている場合があるのであり、また、（法律により委任を受けていないのに）条例は省令よりも下の効力ではないなどと小学校社会科のテストにも不合格となる様な法令解釈を述べる者が（中央省庁にも（厚生労働省医政局において確認）存在している）存在しているから（自治体職員のためのハンドブック的書籍でその様な解釈を否定もせず提示する者も存在する）、地方公共団体の挙動に注意は必要であると考えます。中には首長クラスでも組織犯罪者との付き合いがある者もいるのであり、犯罪者周辺に便宜を図ったり、また「うっかり」漏らしてしまったりという事はありうると思われるのであるが、条例や規則等でその様な事態が横行する様な環境が作られないよう、国がしっかり枠を定めていただきたい。地方住人としての願いである。）</p>	<p>改正後の番号法第 19 条第 8 号に基づいて情報連携を行う条例事務は、その事務の趣旨又は目的が、番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること及びその事務の内容が、法定事務の内容と類似していることを要件としており、あらかじめ地方公共団体の名称、番号法第 9 条第 2 項の条例及び条例事務の名称、条例事務関係情報提供者及び当該条例事務関係情報提供者に対し提供を求める特定個人情報等を個人情報保護委員会へ届け出た上で、委員会が認めた場合に限り実施できる枠組みとなっています。</p>

※ 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）